

業種別労働災害防止団体の労働災害防止規程変更案の概要について（諮問）

第 1 8 7 回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害防止規程等について

1. 労働災害防止規程とは

- 労働災害防止団体法（以下「法」という。）第36条第1項第1号の定めに基づき、業種別労働災害防止協会が設定するもの。
- 会員には、当該規程の順守義務が課せられている。（法第41条第1項）
- 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても同様である（法第38条第1項）。
- 認可するに当たっては、厚生労働大臣は労働政策審議会の意見を聞かなければならない。（法第38条第4項）

2. 労働災害防止規程で定めるもの（法第37条第1項、第2項）

- 適用範囲に関する事項
- 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
- 上記の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合に、これに関する事項

3. 労働災害防止協会とは（参考）

- 事業主及び事業主等の団体による、自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、法に基づき設立された団体。
- 労働災害防止協会として、厚生労働大臣が「指定業種」として指定した業種別の協会がある。
⇒現在、①「建設業」、②「陸上貨物運送事業」、③「林業・木材製造業」、④「港湾貨物運送事業」の四協会。

労働災害防止規程の変更について

- 今回の変更は、令和6年7月、第165回安全衛生分科会における陸災防の労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）の変更に関する諮問時にて、法令順守の観点から、法令改正について、スピード感を持って災防規程に反映すべきとの指摘を受けたことを踏まえ、労働安全衛生法等の改正事項について、各協会の業種・業態に応じて、災防規程に確実に反映させるとともに、今後、当該規程の変更が行われるまでの間のタイムラグ（※）に対応するため、法令順守規定を措置することで、労働災害の防止をより確実なものとする。

※災防規程の変更は、法第48条第3項により、各協会の総会議決事項となっているため、法令改正から災防規程の変更が行われるまでの間に一定のタイムラグが生じる

変更の背景・理由

1. 労働安全衛生関係法令の改正等

(1) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（R7.5.14公布）

- ① 個人事業者関係 R8.4.1施行 等
- ② メンタルヘルス関係 R10.4.1施行
- ③ 機械関係 R8.1.1施行 等
- ④ 高齢者関係 R8.4.1施行

※化学物質関係については、関係省令を今後公布予定のため、別途対応を検討

(2) その他の法令

- ・ 職場における熱中症対策の強化に係る労働安全衛生規則の改正（R7.4.15公布、R7.6.1施行） →

2. 法令順守規定の整備

- ・ 災防規程の変更が行われるまでの間において、法令順守を担保 →

災防規程の主な変更点（※）

※団体によっては、措置済の事項有（次頁参照）

① 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

（個人事業者を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策強化等）

② 職場のメンタルヘルス対策の推進

（常用労働者50人未満の事業場にストレスチェックを義務化）

③ 機械等による労働災害防止の促進等

（法令に定める基準に従った定期自主検査の実施を明記）

④ 高齢者の労働災害防止の推進

（高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等を努力義務化）

早期発見のための体制整備、関係作業員への周知を義務化

会員及び協会に対して法令を順守することを義務化

労働安全衛生法令改正を踏まえた労働災害防止規程の主な変更項目

※今回新たに盛り込む項目は「○」、既に現行規程に盛り込まれている項目は「措置済」と表記

	建設業 労働災害防止協会 (最終変更:令和5年9月)	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 (最終変更:令和6年7月)	林業・木材製造業 労働災害防止協会 (最終変更:令和5年9月)	港湾貨物運送事業労働 災害防止協会 (最終変更:令和3年7月)
個人事業者等に対する 安全衛生対策の推進	○	○	○	○
職場のメンタルヘルス 対策の推進	措置済	○	○	措置済
機械等による 労働災害防止の促進等	措置済	○	○	○
高齢者の 労働災害防止の推進	○	○	○	措置済
職場における 熱中症対策の強化	○	○	○	○
法令順守規定の整備	措置済	○	○	○

業種別労働災害防止協会の概要

1. 建設業労働災害防止協会

※令和8年4月時点

設立年月日	会員数	会 長	所在地	職員数
昭和39年9月1日	47,620事業場、552団体	今井 雅則（戸田建設(株)代表取締役会長）	東京都港区芝5-35-2（安全衛生総合会館内）	320人

○ 本部（東京）、支部（47都道府県）、建設業安全衛生教育センター（千葉県佐倉市）

2. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

※令和8年4月時点

設立年月日	会員数	会 長	所在地	職員数
昭和39年8月15日	46,951事業場、48団体	齋藤 充 （NIPPONEXPRESSホールディングス(株)代表取締役会長）	東京都港区芝5-35-2（安全衛生総合会館内）	146人

○ 本部（東京）、支部（47都道府県）

3. 林業・木材製造業労働災害防止協会

※令和8年4月時点

設立年月日	会員数	会 長	所在地	職員数
昭和39年9月1日	7,805事業場、1,169団体	平方 宏 （一般社団法人全国木材組合連合会会長）	東京都港区芝5-35-2（安全衛生総合会館内）	156人

○ 本部（東京）、支部（47都道府県）

4. 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

※令和8年4月時点

設立年月日	会員数	会 長	所在地	職員数
昭和39年9月1日	1,675事業場	藤木 幸太（藤木企業(株)代表取締役会長）	東京都港区芝5-35-2（安全衛生総合会館内）	154人

○ 本部（東京）、港単位で13総支部及び78支部

労働安全衛生関係法令 改正概要	建災防(最終変更:令和5年9月)	陸災防(最終変更:令和6年7月)	林災防(最終変更:令和5年9月)	港湾災防(最終変更:令和3年7月)
個人事業者等に対する 安全衛生対策推進 個人事業者等を労働者と同じ場所で就業する場合に保護・規制の対象とすることに伴い、法律上、新たに「作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者）」を位置付け（労働安全衛生法第15条ほか関係）	（二以上の請負契約が存する場合における安全衛生管理体制） 第5条 会員は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の作業従事者（以下「作業者」という。）及び関係請負人の作業者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わなければならない。 他	第13条の2 会員である作業従事者（作業従事役員等）は、従業員と同一の場所において前条各号に掲げる業務を自ら行うときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を受けなければならない。 他	（元方事業者の講ずべき措置等） 第7条の2 元方事業者である会員は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）が、当該仕事に関し、関係法令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 2（略） 他	（作業場所管理事業者等） 第4条の7 作業場所管理事業者（仕事を自ら行い、かつ、当該仕事を行う場所を管理する会員をいう。以下同じ。）は、自ら管理する一の場所において、自社の労働者（当該労働者以外の作業従事者（会員が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）がいる場合には当該者を含む。以下この条において同じ。）と請負人（数次の請負契約による場合は、後次の全ての請負契約の請負人を含む。以下この条及び次条において同じ。）に係る作業従事者が、次のいずれかの業務を行うときは、当該業務に係る作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するために、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を随時に行わなければならない。 一～六（略） 他
職場のメンタルヘルス対策 の推進 ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場における実施の義務化（令和10年4月～）（労働安全衛生法附則第4条関係）	措置済 （ストレスチェックの実施義務が規定されており、その対象は労働者数50人以上の会員に限られていない）	（ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置） 第82条の3 会員は、常時使用する従業員に対して、法令の定めるところにより、1年以内ごとに1回、定期的に、医師等によるストレスチェックを行わなければならない。 2・3（略） 4—常時使用する従業員が50人未満の会員についても、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置を行うように努めなければならない。 附則第3条 常時使用する従業員が50人未満の会員についての第82条の3第1項の規定の適用については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法第66条の10の規定が適用されるまでの間、同項中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。	（ストレスチェックの実施） 第12条 会員は、作業者に対し、関係法令の定めるところにより、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。ただし、50人未満の事業場の会員にあつては、当分の間、当該検査を行うように努めなければならない。 附則第3条 常時使用する従業員が50人未満の事業場の会員についての第12条第1項の規定の適用については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法第66条の10の規定が適用されるまでの間、同項中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。	措置済 （ストレスチェックの実施義務が規定されており、その対象は労働者数50人以上の会員に限られていない）

労働安全衛生関係法令 改正概要	建災防	陸災防	林災防	港湾災防
機械等による労働災害防止の 促進等 検査業者等が行う特定自主検査の適正な実施を徹底させるため、特定自主検査を法定基準に基づいて実施することを義務化 (労働安全衛生法第45条関係)	措置済 (法令に基づく特定自主検査の実施について規定済み)	(定期自主検査) 第33条 (略) 2 前項第1号に係る1年を超えない期間ごとに行う自主検査は、特定自主検査とし、法令で定める資格を有する者又は検査業者に、法令に定める基準に従って行わなければならない。	(定期自主検査) 第476条 (略) 2 前項に係る1年を超えない期間ごとに行う自主検査は、特定自主検査とし、法令で定める資格を有する者又は検査業者に、法令に定める基準により行わなければならない。他	(点検及び検査) 第83条 (略) 一～三 (略) 四 フォークリフト及び車両系建設機械に係る定期自主検査は、(略)検査業者に行わせるとともに、当該検査が同法第45条第4項に規定する基準(特定自主検査基準)に従って行われるようにしなければならないこと。また、これら以外の検査については、法令の規定に従い会員又は協会が定める検査基準等に基づき行うこと。他
高齢者の労働災害防止の推進 高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等の必要な措置を講ずることを努力義務化 (労働安全衛生法第62条の2関係)	(高齢者の労働災害防止のための措置) 第150条の5 会員は、高齢者の労働災害の防止を図るため、「<u>高齢者の労働災害防止のための指針</u>」(令和8年2月10日)に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、健康や体力の状況の把握、作業の管理などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第22条の2 会員は、<u>高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(高齢作業者の安全と健康確保) 第13条 会員は、高齢作業者の労働災害の防止を図るため、関係法令、ガイドライン等の定めるところにより、高齢労働者の特性や就労状況、業務の内容の実情に応じ、作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずる等実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めなければならない。	措置済 (中高年齢者の労働災害防止措置について規定済み)
職場における熱中症対策の強化 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、関係作業者への周知の義務化 (労働安全衛生規則第612条の2関係)	(熱中症の防止) 第176条 会員は、熱中症を防止するため、法令の定めるところにより、熱中症を生ずる恐れのある作業を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業者等が報告するための体制を整備し、また、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、<u>など熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業者に周知する等の措置を講じなければならない。</u> 2 (略)	(暑熱な場所での作業) 第76条の2 会員は、暑熱な作業場所において作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>あらかじめ、作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は作業従事者が作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、作業従事者に対し、当該体制を周知すること。</u> (9) <u>あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業従事者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知すること。</u>	第14条 (略) 2 会員は、<u>作業従事者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見のための報告体制を整備するとともに、重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置の内容及び手順を定め、当該作業に従事する作業従事者に対し、これらの報告体制並びに措置の内容及び手順を周知しなければならない。</u>	(熱中症の予防及び重篤化防止) 第269条の4 (略) 2 会員は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する労働者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該労働者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該労働者及び当該他の者に対し、当該体制を周知させなければならない。 3 会員は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する労働者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。
法令順守規定の整備	措置済	(順守義務) 第3条 会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。	(順守義務) 第2条 会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。	(順守義務等) 第2条 会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。